

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

議会運営委員会会議録

令和 8 年 5 月 2 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 開会年月日 | 令和8年5月26日（火） | |
| 2 | 開会場所 | 議会第2会議室 | |
| 3 | 出席者
(9人) | 委員長 石塚 猛
委員 拝野 健
委員 早川 太郎
委員 秋間 洋
議長 石川 義弘 | 副委員長 寺田 晃
委員 中澤 史夫
委員 富永 龍司
委員 青柳 雅之 |
| 4 | 欠席者
(0人) | | |
| 5 | 委員外議員
(1人) | 副議長 岡田 勇一郎 | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
企画財政部長
財政課長
総務部長
総務課長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
関井 隆人
高橋 由佳
小川 信彦
福田 健一 |
| 7 | 議会事務局 | 事務局長
事務局次長
議事調査係長
議会担当係長
書記
書記
書記
書記
書記 | 鈴木 慎也
久木田 太郎
吉田 裕麻
女部田 孝史
関口 弘一
塚本 隆二
遠藤 花菜
大谷 彩季
堀 真佑夏 |
| 8 | 協議事項 | | |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1. 第2回定例会の付議予定案件について

別紙のとおり

2. 付議予定案件の付託委員会について

3. 第2回定例会の会議予定について

別紙（案）のとおり

4. 継続審査中の陳情について

別紙「陳情継続審査件名表」のとおり

5. 議場の区長説明委任者の変更について

別紙（案）のとおり

6. CATV・議会中継放送について

放送内容	本放送	再放送
一般質問	6月26日（金） 午後1時～5時	6月27日（土） 午後1時～5時

7. その他

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前11時29分開会

○委員長（石塚猛） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、私から一言お礼を申し上げます。

過日実施いたしました行政視察におきましては、委員各位のご協力により、無事所期の目的を達成することができました。誠にありがとうございました。

○委員長 次に、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 本日は、第2回定例会に提出いたします34件の付議予定案件について説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 それでは、第2回定例会の運営等についてご協議願います。

初めに、付議予定案件について理事者から説明がありますので、ご聴取願います。

総務部長。

◎小川信彦 総務部長 今定例会に付議を予定している34件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

資料、令和8年第2回区議会定例会付議予定案件をご覧ください。

初めに、項番1、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、本区の区税条例につきましても、直ちにその一部を改正する必要が生じました。このため、区長は、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日付で専決処分により処理いたしましたので、今定例会に報告し、議会のご承認を賜ろうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の廃止などでございます。

次に、項番2は、令和8年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）でございます。内容につきましては、後ほど企画財政部長からご説明いたします。

項番3から項番16までの14件は、条例の一部改正でございます。

項番3、東京都台東区社会福祉基金条例の一部を改正する条例は、殿塚喜久子老人福祉基金を設置するものでございます。公布の日からの施行を予定しております。

項番4、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例は、バンビ教育振興基金の設

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

置等を行うものでございます。公布の日からの施行を予定しております。

項番5、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例は、地方税法の改正に伴い、特別区民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等を行うものでございます。一部の規定を除き、公布の日からの施行を予定しております。

項番6、東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例は、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関し、規定を整備するものでございます。本年6月14日からの施行を予定しております。

項番7、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、学校医等の補償基礎額を改定するものでございます。公布の日からの施行を予定しております。

項番8、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例は、生涯学習センターの施設に関し、規定を整備するものでございます。教育委員会規則で定める日からの施行を予定しております。

項番9、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例は、小島社会教育館の位置を改めるものでございます。教育委員会規則で定める日からの施行を予定しております。

項番10、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業等に関し、規定を整備するものでございます。一部の規定を除き、公布の日の翌日からの施行を予定しております。

項番11、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、内閣府令の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関し、規定を整備するものでございます。本年12月25日からの施行を予定しております。

項番12、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、内閣府令の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業等に関し、規定を整備するものでございます。一部の規定を除き、公布の日の翌日からの施行を予定しております。

項番13、東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例は、営業者の遵守事項に違反した者に対する指導及び勧告等に関し、規定を整備するものでございます。本年10月1日からの施行を予定しております。

項番14、東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例は、住宅宿泊事業の実施の制限等に関し、規定を整備するものでございます。本年10月1日からの施行を予定しております。

項番15、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例は、インターネットを利用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した場合の排出方法に関し、規定を整備するものでございます。本年10月1日からの施行を予定しています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番16、東京都台東区観光バス駐車場条例の一部を改正する条例は、東上野仮設駐車場及び蔵前仮設駐車場を設置するものでございます。一部の規定を除き、台東区規則で定める日からの施行を予定しております。

次に、項番17から項番32までの16件は、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経るものでございます。

項番17、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み24億6,400万円、契約の相手方は、台東区浅草橋一丁目25番15号、ナカノフドー・三ツ目・丸運特定建設工事共同企業体でございます。

項番18、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み5億9,950万円、契約の相手方は台東区東上野二丁目22番5号、ティーク・山美津特定建設工事共同企業体でございます。

項番19、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み6億4,724万円、契約の相手方は台東区上野七丁目6番11号、暁飯島・ヒトシ特定建設工事共同企業体でございます。

項番20、中小企業振興センター大規模改修工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み16億7,200万円、契約の相手方は台東区浅草橋一丁目25番15号、ナカノフドー・三ツ目・だいやす特定建設工事共同企業体でございます。

項番21、中小企業振興センター大規模改修空調等設備工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み7億180万円、契約の相手方は台東区東上野三丁目33番8号、アルファ・富士特定建設工事共同企業体でございます。

項番22、御徒町台東中学校仮校舎設置その他工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み6億3,030万円、契約の相手方は台東区台東二丁目25番15号、新協建設工業株式会社でございます。

項番23、御徒町台東中学校仮校舎設置その他空調等設備工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み1億7,050万円、契約の相手方は台東区池之端二丁目3番17号、株式会社小林衛生工務店でございます。

項番24、柏葉中学校プール及び蓋改修工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み2億3,650万円、契約の相手方は台東区竜泉一丁目31番4号、大三工事株式会社でございます。

項番25、台東小島ビル整備工事請負契約の締結については、契約金額は消費税を含み25億3,000万円、契約の相手方は中央区日本橋堀留町一丁目4番8号、新日本建設株式会社東京支店でございます。

項番26、固定電話機の買入れについては、契約金額は消費税を含み3,975万9,280円、契約の相手方は港区西新橋三丁目22番8号、NTT東日本株式会社東京事業部でございます。

項番27、災害対策用トイレトラックの買入れについては、契約金額は消費税を含み2,930万

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

9,170円、契約の相手方は静岡県御殿場市東山990番地、一般社団法人助けあいジャパンでございいます。

項番28、グランドピアノの買入れについては、契約金額は消費税を含み4,490万2,000円、契約の相手方は品川区東品川二丁目6番4号、スタインウェイ・ジャパン株式会社でございいます。

項番29、千束保健福祉センター厨房機器の買入れについては、契約金額は消費税を含み3,476万円、契約の相手方は台東区上野一丁目4番8号、ホシザキ関東株式会社東東京支店でございいます。

項番30、金曾木小学校什器の買入れについては、契約金額は消費税を含み1億1,572万円、契約の相手方は台東区入谷一丁目26番2号、株式会社芳明堂でございいます。

項番31、金曾木小学校厨房機器の買入れについては、契約金額は消費税を含み3,960万円、契約の相手方は中央区新川一丁目26番2号、株式会社中西製作所東京支店でございいます。

項番32、生涯学習センター什器の買入れについては、契約金額は消費税を含み4,948万6,800円、契約の相手方は台東区下谷一丁目9番6号、株式会社大坂屋でございいます。

次に、項番33、千束公園再整備工事請負契約の一部変更については、議会の議決を経た契約の一部変更でございいます。新契約金額は2億3,424万600円、現契約金額は2億1,615万円、差引き増減額は1,809万600円の増でございいます。

次に、項番34、和解及び損害賠償の額の決定については、今戸一丁目で発生した交通事故に関し、相手方と和解し損害賠償の額を決定するため、地方自治法の規定により議会の議決を経るものでございいます。

以上34件を提出する予定でございいます。

次に、ただいま申し上げました付議予定案件のうち、早期の議決を賜りたい案件についてご説明いたします。

初めに、項番6、東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、改正後の出入国管理及び難民認定法等が本年6月14日から施行されるため、同日前までに規定を整備する必要があることから、早期の議決を賜りたいと存じます。

次に、項番33、千束公園再整備工事請負契約の一部変更につきましては、早期に追加工事に着手する必要があるため、早期の議決を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 それでは、項番2、令和8年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）の概要をご説明申し上げます。

補正額は、総額6億9,535万1,000円の増額でございいます。歳出予算の主なものとして、障害児（者）の居場所づくり促進に要する経費、喫煙等マナー向上の推進に要する経費及び住宅宿泊事業事務に要する経費などを計上いたしております。

これらの歳出予算を賄う財源といたしまして、都支出金及び令和7年度歳計剰余金見込額の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一部である繰越金などを計上したものでございます。

以上の補正額を補正前の額に合算いたしますと、歳入歳出それぞれ1,532億8,495万1,000円でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 付議予定案件の説明は以上であります。

○委員長 次に、付議予定案件の付託委員会についてご協議願います。

事務局次長に付託委員会の説明をさせます。

議会事務局次長。

◎久木田太郎 議会事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

資料、令和8年第2回区議会定例会付議予定案件をご覧ください。

番号で申し上げます。2番は企画総務委員会、3番は保健福祉委員会、4番から9番は区民文教委員会、10番から12番は子育て・若者支援特別委員会、13番から15番は保健福祉委員会、16番は交通対策・地区整備特別委員会、17番から34番は企画総務委員会。以上でございます。

○委員長 付託委員会について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、付託委員会については、ご了承願います。

○委員長 次に、第2回定例会の会議予定についてご協議願います。

資料をご覧ください。第2回定例会は、会議予定表(案)のとおり、行事等、諸般の事情を勘案し、6月2日から25日までの24日間となっております。

なお、当初の会議予定と異なる点がありますので、事務局次長に説明させます。

議会事務局次長。

◎久木田太郎 議会事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

資料、令和8年第2回定例会会議予定表(案)をご覧ください。先ほど総務部長から説明がありました付議予定案件の6番、東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例及び33番、千束公園再整備工事請負契約の一部変更についてにつきましては、早期に議会の議決が必要とのことでございます。

つきましては、6月2日火曜日の本会議を一旦休憩し、企画総務委員会及び区民文教委員会を同時に開会してご審議いただくよう予定いたしております。

変更となった点は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 会議予定について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、会議予定については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、継続審査中の陳情について申し上げます。

資料をご覧ください。継続審査中の陳情については、資料のとおり、陳情8-2でありますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 次に、議場の区長説明委任者の変更についてご協議願います。

本件について、事務局次長に説明させます。

議会事務局次長。

◎久木田太郎 議会事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

資料、議場の区長説明委任者の変更について（案）をご覧ください。

本件は、議場の区長説明委任者にこども家庭部長を追加するものでございます。

また、この変更に伴い、危機管理室長の出席を取りやめるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 本件については、ただいま説明のとおり、変更いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、本件は次回の本会議より実施することといたしますので、ご了承願います。

○委員長 次に、CATV・議会中継放送について申し上げます。

本件については、一般質問の本放送が6月26日、再放送が6月27日に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 本日の予定は以上であります。その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会